

# 明治後期小学校男子教師の服制について

——兵庫県事例を中心にして——

岩崎 雅美

(兵庫教育大学学校教育学部)

平成2年12月18日受理

Study on the Uniform Regulation for Male Elementary School Teachers by the  
Ordinance of Prefectures in the Latter Half of Meiji Period  
—Centering on the Cases of Hyogo Prefecture—

Masami IWASAKI

*Faculty of School Education, Hyogo University of Teacher Education, Hyogo 673-14*

On January 10, 1895, the uniform regulation for male elementary school teachers was promulgated by the ordinance of Hyogo Prefecture. It included only the principals and regular teachers who made up one third of all the teachers at the elementary schools.

The similar uniform regulation came into effect in some other prefectures such as Fukushima Prefecture and Niigata Prefecture. The uniforms consisted of a jacket and trousers. The designs of the jacket were almost the same as the ones adopted by Hyogo Prefecture, which had a stand collar, trimming braids, hooks and eyes in front opening and slits at the bottom. Thus, it can be considered that the adoption of the uniform regulation showed the following:

(1) Considering the fact that the uniforms adopted by the prefectures were a kind of Western clothes, the male teachers' wearing Western-style uniform helped to promote the Westernization policy taken by the government.

(2) The designs of the uniforms adopted by these prefectures were almost the same. It may suggest that the prefectural leaders at that time were more conscious of the new integrated government than of the old feudal government consisting of the feudal domains replaced by the prefecture.

(3) The origin of the designs of elementary school teachers' uniform was the uniform of the professors at the teacher's college, "Shihan Gakko." Their uniform was originally designed based on the military uniform which was also ordered by the uniform regulation. Therefore, the uniforms for male elementary school teachers adopted by the ordinance must have played some role in creating the militaristic atmosphere at the elementary schools.

(Received December 18, 1990)

**Keywords:** uniform regulation 服制, ordinance 訓令, Western clothes 洋服, military uniform 軍服, elementary school teacher 小学校教師, Hyogo Prefecture 兵庫県.

## 1. まえがき

教師の服装は、教師のことばとは別の形で生徒に影響を与えるものとして、今日なおそのあり方が問われている。たとえば、新前教師への手引書には、「先生らしい身なり・服装」<sup>1)2)</sup>、「手はじめは服装から」<sup>3)</sup>、「望ましい教師の服装と児童・生徒に対する態度」<sup>4)5)</sup>といったタイ

トルで、教師に望む服装や態度が述べられている。つまり教師の服装は、教師個人の好みと教育の場との板ばさみであり、教師自身の人間性と時代のもつ教育精神とのいわば妥協点である。

このような見かたから、本論は明治後期に導入された小学校男子教師の服制を中心に、教育精神がどのような

流れをもって教師の服装を形成したか、またその服装に対する教師の反応はいかなるものであったかを明らかにしようとするものである。

従来、生徒の服装を対象にした研究は、歴史的な研究<sup>6)</sup>や実態調査による研究<sup>7)</sup>などが行われている。しかし、教師の服装に関するものはきわめて少ない<sup>8)</sup>。さらに服制に関する研究も、官吏の礼服や軍隊の制服など主として勅令、太政官布告、達のような強い命令に関したものが多く<sup>9)~11)</sup>、教師の服制という訓令にまで及んでいない。

教師の服装の問題は、日本だけに限らない。たとえば、1963年アメリカのカリフォルニア州でアゴヒゲについて、1967年ルイジアナ州でノーネクタイについて、1971年ニューヨーク州で女子教師の水着について、裁判ざたにまでなっている。このほかに長髪、鼻輪なども、話題になった服飾である<sup>12)</sup>。

教師の服装は、教育の場はもちろんのこと、人権上から、また、子供に関連した保護者の関心事として、古今東西で論議を呼ぶものである。

今回、小学校教師の職服について研究を始めたが、教員養成の段階が明確にならなければ論が展開しないことが判明した。ゆえに前半に、師範学校の生徒と教師の服装を論じたことを断っておく。資料および考察にあたっては、兵庫県を中心に行ったが、共通点のあるものについては他府県を参考にした。

また、「教師」と「教員」のことば使いについては、法令関係では「教員」を用いたが、一般的な文章のなかでは「教師」を使った。

## 2. 師範学校における服装

日本の小学校は、欧米各国の教育制度を参考にして、明治5(1872)年8月発布の「学制」から始まる。ところが、最初の東京官立師範学校はその3カ月前に設立されたばかりなので、今日的な資格を持った教師は皆無であった。結局、士族出身の男子が、小学校教師として多く採用されたのである。

明治7(1874)年に、「小学校教員免許規則」が制定され、師範学校の卒業生とは別に、教員免許を持った教師が生まれるようになる。そして生徒数の増加に伴い、平民出身の教師や、免許状を持たない教員(=准教員)も増えていく。そこで政府は、教師の手本として、また新しい教育制度における教師の理想像を示すために、明治14(1881)年「小学校教員心得」を発布した。この内容を要約すると、教育が新制国家にとって非常に重要な

こと、ゆえにそれを預かる教師はその職務を十分自覚し、自ら勉学に励まなければならないこと、尊王愛国の精神を広めること、道德教育に力をそそぐことなどで、精神性の高いものであった。

この心得の中に、服装に関する具体的な記述はないが、「風俗ヲシテ淳美ナラシメ」とか、「品行ヲ尚クシ」ということばから、飾りけのない道德性の高い服装、イメージとして質実な武家の服装が求められたと考えられる。「小学校教員心得」の精神は、4年後森有禮によりいっそう具体的な形となって展開する。森は明治18(1885)年12月、初代文部大臣になり、翌年4月に「小学校令」や「師範令」を公布し、国家のための教育、心身ともに強い国民教育をめざした。

師範学校の生徒は、それまで幾分ルーズでパンカラな気分を持っていた。それが、軍隊式組織をもった洋風寄宿舎に住むようになると、規律を重んじた厳格な態度や行動をとるように変化していった。そして服装においては、明治19(1886)年6月、文部省訓令第4号に基づき洋服の制服が支給され、「晨起から就褥まで本校の制服を着用する事に定め」<sup>13)</sup>られたのである。表1に明治19(1886)年の兵庫県師範学校における制服支給の状況を示した。この支給は、どの師範学校の生徒にも余裕のある量であったらしく、北海道の札幌師範学校のように、「給与した被服品が餘れば学校でそれを割引して買上げる制度」<sup>14)</sup>までつくられた。生徒はそれを蓄えたり、なかには貧苦の親に送金したというほどであった。さらに、「靴墨、裁縫針まで給与された。〈中略〉洗濯物は土曜日毎にめいめい名札を附けて、舎監室の籠の内に入

表 1. 兵庫県尋常師範学校における被服の支給 (明治19年)

品目	保存期限	支給数			
		1年	2年	3年	4年
冬衣袴	2年	2	1	1	1
夏衣袴	2年	2	1	1	1
冬襪衣袴	2年	2	1	1	1
夏襪衣袴	2年	2	1	1	1
外套	4年	1			
靴	1年半	2	2	2	2
脚絆	1年半	2	2	2	2
帽子	2年	1		1	
日覆	2年	1		1	
靴下	1カ月	24	24	24	24

『兵庫県教育史』p.128

## 明治後期小学校男子教師の服制について

れて置けば洗濯屋がチャンと洗濯して、アイロンを掛けて持って来る。靴の修繕は南一條の岩井から小僧が取りに来る、誠に冥加の至りさ」<sup>15)</sup>と述べるほど、被服管理のほうも行き届いていた。

このように充実した制服支給により、生徒の意識はどのように働いたかみておきたい。たとえば明治20(1887)年に、兵庫県尋常師範学校に入学した人の回顧録に、「夏休みに洗濯仕立の真白い小倉服にゲートルを巻き郷党(=郷里の人々)に対し軽いプライドを感じた」とか、「入学の日にかぶった〇師の帽章のみ心強く何となく優越感を覚ゆるのであった」<sup>16)</sup>と述べられている。このことから、小倉服や帽章といった師範の服飾の一つ一つが、ことばで語らずとも師範学校生徒であるという事実を他者に認めさせ、その反応からエリート意識を味わったという図式が読み取れる。事実、師範学校を優秀な成績で卒業した者は、すぐに今日の小学校長にあたる首座教員に最高給で迎えられたという<sup>17)</sup>。この例からも、師範学校出身者の地位が、現場教師のなかでいかに高いものであったかが推し量れる。さらに教師の構成員数の割合からも、エリート性は明らかである。たとえば、明治17(1884)年の兵庫県下公立小学校教員総数は、3,818人であったが、このうち正教員の訓導は1,061人、そのうち師範学校出身者は183人であった。割合からいえば、全体の約5%という少なさである<sup>18)</sup>。

次に、師範学校の生徒が常にモデルとする彼らの教師はどうであろうか。

森有禮は、明治20(1887)年5月に師範学校職員服制取調委員会を発足させ、委員長に高等師範学校長山川浩を任命した。委員には文部省参事官2名、視学官2名、高等師範学校教諭2名の計6名が加わった<sup>19)</sup>。この委員会の報告を受けた結果と思われるが、明治21(1888)年9月15日、森は文部省訓令第2号により、下記の重大な命令を下した。

「尋常師範学校職員ノ儀ハ殊ニ容儀ヲ正シ威重ヲ保タシムルコト職務上必要ニ付自今該学校長教育幹事舎監ハ職務上一定ノ服ヲ着用セシムヘシ但本文改正一時ニ行届キ難キモノハ來明治二十二年六月迄猶豫スルコトヲ得」<sup>20)</sup>

これを受けて各師範学校では、すぐにその準備に取りかかり、東京府尋常師範学校は同年9月26日、「師範学校職員制服ノ儀ニ付伺」<sup>21)</sup>を東京府知事に提出した。訓令から10日あまりの速さである。その形を図1-1、1-2に示した。徽章に蜻蛉(せいてい=蜻蛉)を用いており、武士の勝虫文様を髣髴とさせる。



図 1-1. 東京府尋常師範学校制服案 上衣・袴  
明治21年9月26日。『東京教育史資料大系』第6巻、p. 161

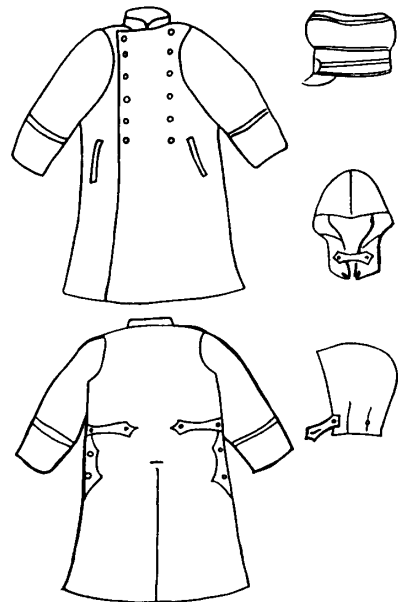


図 1-2. 東京府尋常師範学校制服案 外套  
明治21年9月26日。『東京教育史資料大系』第6巻、p. 161

「官報」第1578号(明治21(1888)年10月1日)によると、埼玉県尋常師範学校において、学校職員(校長、教員、幹事、舎監)の服制を定めたと発表している。これを皮切りに、「官報」第1587号(明治21(1888)年10月11日)から第1655号(明治22(1889)年1月8日)までの約3カ月の間に、静岡、愛知、熊本、兵庫、宮城、青森、鳥取、福岡、大分、福島、島根、和歌山、北海道、山形、東京、神奈川の順に、尋常師範学校は職服制定を公表している。

師範学校で職服をなぜ一定にするのかという理由について、森は先の訓令のなかで、容儀を正す（＝礼儀にかなう）ことと、威重を保つ（いちょう＝おごそかで落ち着いている）ことをあげている。これは彼が、「師範令」の第一条にあげた「順良、信愛、威重」の理想を、服装で具体化したものと受け取ってよいであろう。また訓令の文言から解釈すれば、各師範学校ごとに独自の形にしてよいはずであるが、福島県<sup>22)</sup>でも奈良県<sup>23)</sup>でも違いはなく、徽章が異なる程度である。福島県尋常師範学校の職服を例に、その形式と地質をみると次のとおりである<sup>22)</sup>。

形式	帽	獨逸形黒底附
	上衣	達摩形縁附
	袴	臑骨上締
	外套	圖の如し 扣鈕は金色
地質	帽	黒絨
	上衣	黒絨紺絨ノ内但夏衣白色妨ナシ
	袴	同上
	外套	同上

デザイン画は、東京府尋常師範学校制服案（図 1-1、1-2）と大きく変わらない。立襟または折襟、アームホールから裾に引いた体型線、脇裾のスリット、ブレードのトリミング、フック止めの前合せなどから成るこの上衣は、当時達摩形と呼ばれた。

この形の源を探ると、2年前の明治 19（1886）年 7 月、勅令第 48 号陸軍将校服制改正が浮かびあがる<sup>24)</sup>。この中に、大将や大佐および相當官の軍衣があり、それらのフロッグ（frog）や袖章をはずすと、師範学校の職服の基本形があらわれる（図 2-1、2-2）。外套は、フードを取りつけるひもが加わるだけで、図 1-2 と図 2-2 はほとんど変わらない。

教育界に兵式体操を導入したほどの森であるから、彼の影響のもとに、各師範学校が陸軍軍衣を職服のデザイン・ソース（design source）に選んだとしても、あながち不思議なことではない。

師範学校によっては上記を略服として、ほかに正服を定めた例もある。新潟第一師範学校では、「正服 上衣 フロックコート 地質 深黒紺羅紗 袴 通常製に同じ 地質 羅紗色適宜 帽 中山形 色適宜<sup>25)</sup>とした。絨製の略服よりも上質の羅紗を用いたフロックコートは、執務中着用するものとされたが、儀式以外は略服でもよいということであった。

明治 30 年代中ごろになると、職服にも変化が生じる。青山師範学校では、出勤中は「フロックコート若クハ黒

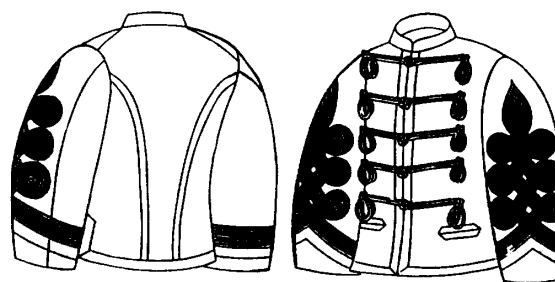


図 2-1 陸軍服制 軍衣・大将上衣

明治 19 年 7 月 6 日勅令第 48 号。『法令全書』明治 19 年、p. 237

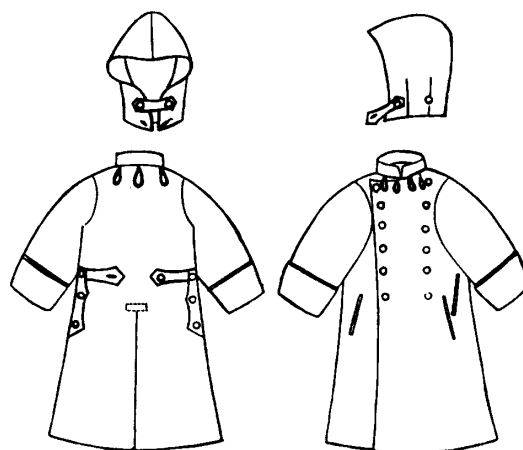


図 2-2. 陸軍服制 外套

明治 19 年 7 月 6 日勅令第 48 号。『法令全書』明治 19 年、p. 237

又ハ紺ノ無地ニシテ上衣ト袴、同色ノ脊廣ヲ着スベシ、但シ夏季ノ上衣ニ白色ノ袴ヲ着スルコトヲ得<sup>26)</sup>とあり、従来のフロックコートや達摩形に背広を加えている。また帽子も山高帽に加えて、海軍形、ヘルメット形（夏季用）、その他質素にして品位のよい夏季用帽子と範囲を広げ、柔軟な対応がみられる。

師範学校の生徒の制服や職員服制は、文部省訓令が基になっている。そこで「訓令」の意味を調べると、法的な解釈では、上級官庁から下級官庁への命令で、法規の性質を有しないものとなっている。ゆえに違反しても違法にはならないし、もちろん罰則もないのである。軍隊では、目的だけを命令し、手段は命を受ける者が考えるという性質のものである<sup>27)28)</sup>。

師範学校では、森 有禮の訓令以後、急速に、しかも全国的に、同じような形の職服を制定していった。しかし、この訓令のゆるやかな法的性質や時間的な経過から、背広を加えたり、兵庫県尋常師範学校のように、自然消滅する<sup>29)</sup>ところが出てきたりするのである。

## 明治後期小学校男子教師の服制について

## 3. 小学校男子教師の服制

明治22(1889)年1月29日の「官報」第1673号に、「宮城縣ニ於テハ執務上着服ヲ一定センカタメ小學校長訓導着服形式ヲ定制シ自後新調ノ節ハ其形式ニ據ルヘキ旨ヲ訓令セリ」という報告が掲載された。ちょうど各地の師範学校で職員の職服が一定化されていた時期である。これにより、森が師範学校に対して下した訓令が、小学校にまで影響したと考えてよいであろう。もちろんこれ以前にも、小学校教師の服装を洋服に一定化しようとする動きはみられた。たとえば明治19(1886)年4月6日の「官報」第825号に、三重県では教育會を開き、伊賀国阿拜、山田の「兩郡内教員一同授業時間ハ洋服ヲ着スル事等ヲ議シ」たとあり、郡単位で洋服化を推進しようとしたようである。

しかし一般には経済的に恵まれない教師が多く、服装はまちまちであった。明治中期の小学校では、正教員(師範学校を卒業するか、教員免許状を有する訓導)が十分確保できず、准訓導、助手といった准教員を多く採用した。明治17(1884)年の「兵庫県統計書」をみても、全教員数の2/3を准教員が占めている。准教員が多くなると、教師の社会的地位は下がる一方で、彼らのために各地で講習会が開かれ、そのレベルアップが図られた。このレベルアップの一つの便法として出てきたのが、小学校教員の職服一定化であったと考えられる。なぜなら、職服一定化の理由を拾っていくと、「教員の威厳を保ち、規律を整肅にする」<sup>30)</sup>ためとか、「教員服装実施前ハ着服区々ニ涉リ教員体面上如何ナランカノ懸念アリシモ明治二十八年六月一日服制実施後ハ品格ヲ高メテ威信ヲ保持シ随テ父兄ノ信用厚クシタルノ感想アリ」<sup>31)</sup>という記述がみられるからである。

兵庫県では明治28(1895)年1月10日、兵庫県訓令第一号により、「市町村立小学校男教員職服左記ノ通相定メ明治二十八年六月一日ヨリ実施ス」<sup>32)</sup>と定められた。図3にその形を示す。形式や地質のあらまは、次のとおりである。

帽 (地質) 紺又ハ黒ノ絨 (徽章) 金色ニシテ形圖ノ如シ 但圓徑四分石目ニシテ圓周及小ノ字研出劍長サ二分五厘劍芒ヨリ長サ二分ノ打出ヲ付ス (眼底) 革 表黒 裏適宜 (頤紐) 黒革留 釦金色 (形状) 圖ノ如シ (備考) 暑中ハ白色ノ日覆ヲ用ユルコトヲ得

上衣 (地質) 紺又ハ黒ニシテ質適宜 (袖章) 紺又ハ黒ノ縁幅凡ソ六分ノモノ一條ヲ附ス (製式) 鈎釦掛立襟ニシテ全縁邊ニ幅凡ソ八分ノ紺又ハ黒ノ縁ヲ

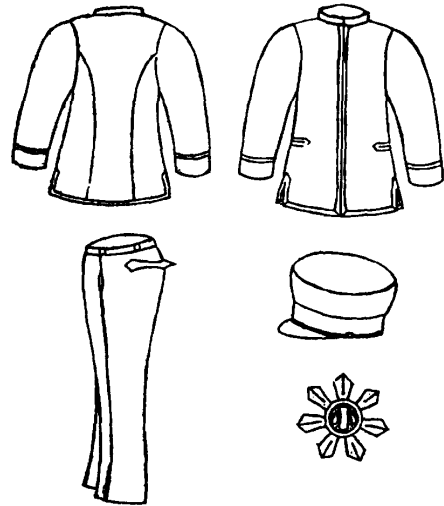


図3. 兵庫県小学校職員職服

明治28年1月10日、『兵庫縣報』第397号, p. 2~3

附シ且前面ノ左右ニ物入各一個ヲ付シ其周圍幅凡ソ四分ノ紺又ハ黒ノ縁ヲ付ス (形状) 圖ノ如シ (備考) 暑中ハ白或ハ鼠色ヲ用ユルコトヲ得

袴 (地質) 上衣ニ同シ (製式) 左右ノ縫目上部ニ物入各一個ヲ付ス (形状) 圖ノ如シ (備考) 上衣ニ同シ

この制服は、前年の明治27(1894)年11月に、諮問を受けていた兵庫県教育會が、知事に答申したものである。制服の説明に、「兵庫県尋常師範学校職員服制に準じ、背縫目の縁飾を省いた」仕立てであると明記している<sup>33)</sup>ことから、デザイン・ソースは師範学校職員の職服であった。その後福井県では明治28(1895)年10月2日に<sup>34)</sup>、新潟県では明治32(1899)年2月17日に<sup>35)</sup>、小学校の男子教師の職服を決定した。そしてそれらのデザインは、師範学校が全国的に類似していたように、兵庫県の職服に酷似していたものであった。

次にこの服制の適用範囲をみると、先の兵庫県訓令の最後に、「准教員ハ通常ノ洋服ヲ以テ前項ノ職服ニ代用スルコトヲ得 新任ノ者ハ就職後三ヶ月ハ職服ヲ着用セサルモ妨ナシ」とあり、おもに正教員を対象にした職服であったことが明らかである。他県の例をみても、新潟県では「准教員ハ他ノ洋服若クハ筒袖袴ヲ用フルコトヲ得」<sup>36)</sup>とあり、和服も認めている。福井県では、「准教員ハ当分本訓令ニ依ラサルコトヲ得」<sup>34)</sup>ということまで書かれ、対象外になっている。こうなると、教員全体の体裁を整えるために一定化するという名目が、実質的には不統一となり、教員の一部である校長と正教員のための職服一定化になる可能性が強くなる。当時の兵庫県の小

学校卒業写真には、職服の人、背広型の洋服の人、和服の人などが混じって写っており、このあたりの事情を伝えている<sup>36)</sup>。

准教員が経済的に苦しく、洋服どころか日常衣服さえも購入がむずかしかったことは、よく知られた事実である<sup>37)</sup>。田山花袋の『田舎教師』には、このころの准教員の経済事情と彼らの心境がよく表れている。物語は主人公の清三が、明治34(1901)年ごろ、埼玉県羽生弥勒小学校に中卒の准教員になるところから始まる。初めて会った校長は背広を着ていたが、師範出身の特色である一種の「気取」が、彼の態度に歴々と見えたという。一方、東京から来た知名の文学者が、白い羅紗(これはポーラのような夏用毛織物を羅紗と呼んでいるのであろう)の夏服を着、おりおり声高く快活に笑うのを聞き、次のように思う。「その洋服や笑い声は若い青年に取ってこの上もない羨望の種であった」<sup>38)</sup>。貧しいが若い准教員にとって、洋服に代表される西洋文化は、何をおいても欲しいものだったのである。

小学校教師の服制に対して、教師側からの意識を知るために、『教育時論』(開発社)と『教育報知』(教育報知社<第43号より東京教育社>)の二雑誌を調べた。この二種を選んだ理由は次のとおりである。

兵庫県伊丹市立博物館に、明治13(1880)～昭和46(1971)年までの『伊丹小学校日誌』が保存されている。明治30(1897)年7月6日の日誌に、「雑誌来ル 教育時論439号、教育報知551号」とあり、この二冊が伊丹小学校で定期講読されていたことが判明した。

『教育時論』は、明治18(1885)年4月15日から昭和9(1934)年5月25日まで、約半世紀間発行された旬刊誌(毎月3回5の日発刊)で、1762号の発行号数をもつ。雑誌の特色は、教育の総合雑誌として、文政当局と常に若干の距離をおき、教育上の時事を速報的に論じたことにあった。ゆえに明治年間に発行された約50種類の雑誌のなかでも、「第一人者」と評せられるものである<sup>39)</sup>。

『教育報知』は、明治18(1885)年4月30日から明治37(1904)年5月22日まで、途中2年半の休刊があるが約20年間続き、656号を数える。そして、『教育時論』とともに、「教育界の二大雑誌」とも称された。刊行が不規則であるが、週刊誌としての期間が最も長い。ゆえに通常の月刊誌がカットしてしまうニュースも含むという特色もっている<sup>40)</sup>。

以上のことから、伊丹小学校では当時最も高い評価を得ていた『教育時論』と、ニュース性のある『教育報知』を購入していたと考えられる。

『教育時論』では明治27(1894)年11月25日、「教員の服装に関する社友への書信」と題し、森 有禮の訓令以来続いている洋服化や服制を論評した短文を発表した。その論点は、鹿鳴館時代のような芝居じみた有様を、洋服化・制服化のブームのなかの教育界に再現せぬように、各人がしっかりした見識を持つように説いたものである。しかし現実はこの反して、職服一定化の方向を取ったのである。

兵庫県の職服は、先の宮城県のを除けば、他県より比較的早く制定された。そのときの教師の対応ぶりが、明治28(1895)年10月5日の『教育時論』に掲載された。「本年六月職服制定さる。故に、有合の羽織袴若しくは、洋服は用ゆること能はず、依て一時に之を新調せざるを得ず、是に由て中等以下の教員中困り居る者随分多し。」

急な制服化は、正教員にとっても負担が大きかったことが明らかである。

ここで洋服の値段について少しみておきたい。

明治20(1887)年青山師範学校が生徒に支給した制服の値段は次のとおりである<sup>41)</sup>。

頭巾付外套	1組	4円19銭	但軍艦羅紗
ダルマ形冬服	1組	2円	但絹小倉
同 夏服	1組	2円5銭7厘	但白雲齋
大黒帽子	1個	45銭	但絹羅紗
同 日覆	1個	5銭5厘	但白キラコ地
同 徽章	1個	5銭	但師之字
綿フランネル			
シャツズボン下		60銭5厘	
金巾シャツ			
ズボン下		25銭	
麻脚絆	1足	25銭	
短靴	1足	1円25銭	
靴下	1足	3銭	
計		11円18銭7厘	

学生の制服は官費支給であるが、それでも全部そろえると11円あまりもかかることになる。

高級な洋服の値段にはきりが無いが、ちなみに明治25(1892)年の日本橋白木屋での値段を参考にしてみよう<sup>42)</sup>。

モーニング	普通	15・6円	上等	20円
背広	〃	12・3円	〃	16・7円
フロックコート	〃	17・8円	〃	22・3円
オヴナーコート	〃	12・3円	〃	17・8円
薫形外套(とんび)	〃	10～15・6円	〃	20円前後

一方、教師の給料は、資格や年齢、県・市などにより

## 明治後期小学校男子教師の服制について

表 2. 大分県尋常小学校教員の俸給(円)

	本科正教員			准教員		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均
明治 28 年度	13.00	7.00	9.167	7.00	5.50	6.50
明治 29 年度	14.00	7.00	9.174	8.00	5.00	6.33
明治 30 年度	16.00	10.00	11.833	10.00	7.00	8.00

『大分教育史』p. 376

差があるが、概略を知るために、明治 28 (1895) ~ 30 (1897) 年の大分尋常小学校の例を表 2 に示した<sup>43)</sup>。明治 28 (1895) 年の兵庫県津名郡第五高等小学校では、師範学校卒業男子教員 17 円 1 人、14 円 1 人、師範学校卒業にあらざる男子教師 12 円 1 人、裁縫科雇女教員 2 円 1 人であった<sup>44)</sup>。ゆえに経験年数が不明であるが、やや兵庫県のほうがよかったようである。同年、大分県で准教員が最高でも 7 円とは厳しい額である。また正教員と准教員の俸給上の格差もかなりなものである。明らかに准教員にとって洋服一式は、全額はたいては手に入らない高嶺の花である。

従来、服制が制定されるまでは、正教員でも洋服の人や和服の人がいて、表面的には准教員と区別がつかなかった。それが服制化により、無理をしてでも正教員は一定の職服を着るようになる。一方、准教員は、他の洋服や和服でも許されるので、一見してその区別がつくようになってしまったのである。

明治 29 (1896) 年 9 月 20 日の『教育報知』に、静岡県から次のような報告が行われた。

「教員職服に正准教員の區別あるは生徒教養上害ありと認むるを以て本會は其區別を廢止せんことを希望する旨其筋へ建議するの件を可決せり<中略>服制は正教員と准教員と一見して階級が分る様にて居るので自然准教員に対する生徒の信用と云ふ者は比較的軽く見ると云ふ傾向が往々御坐ります延びて生徒の教養上にも害がある」

もとより教師間では、「関という准教員」とか「師範校出の——」<sup>45)</sup>というように、学歴や資格が話しことばのなかで無造作に使われたり、小学校教員等級として上等教員、中等教員、下等教員、等外などと差別的階級名が使われたり<sup>46)</sup>、服装を論ずる以前に、階級意識が強くはたらいていたのである。教師の服制は、結局これらに新たな表象をつけ加えることになったのである。

制服化賛成論が、明治 30 (1897) 年の『教育報知』に 2 号 (第 546・547 号) にわたって登場する。これは 6

名の執筆者が、「教員の職服一定化するの可を論ず」と題して賛成の根拠を述べたもので、その主要点をまとめると次の 7 項目になる。

- ① 教師の威厳や品位を保ち、信用を得る
- ② 教師のことば使いや行動が制服によって規制され、教師道の退廃を防ぐ
- ③ 洋服の制服は軽便で行動しやすい
- ④ 華美にならない
- ⑤ 生徒の筒袖化をうながし、生徒の模範になる
- ⑥ 草履によるほこりが減り衛生的である
- ⑦ 木綿製の洋服なら安価にできる

このような職服に対する生徒の反応を、新潟県のエピソードから拾った。「ある教員が南保内を巡回していた時三、四人の小学生らしい子供が掘抜き井戸の水に遊んでいたが、制服を着た教員を見るとたちまち立って敬礼した」<sup>47)</sup>。明らかに、教師と生徒の間に、軍隊的關係が育っていると思われる生徒の対応である。

兵庫県では実施の経験からという理由で、明治 31 (1898) 年 4 月に職服の改定を行い、帽子の徽章を剣から桜に代え、フック留めをボタン留めにし、縁飾りを取り除いた形にした (図 4)<sup>48)</sup>。この傾向は福井県でもみられ<sup>49)</sup>、この頃制定された千葉県の職服は、最初からボ

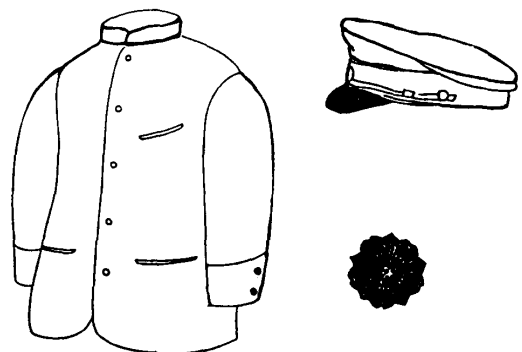


図 4. 兵庫県小学校職員職服改定

明治 31 年 4 月 20 日改定。『兵庫縣報』第 623 号, p. 2~3

タン留めである<sup>50)</sup>。

賛否両論の職服論争のなかで、かなり強い影響を与えたと思われる反対論が、明治36(1903)年12月5日の『教育時論』に掲載された。執筆者は京都府立第一中学校教諭山本良吉である。彼は4年前の『教育時論』(第513・514号)に、「衣服論」を發表し、世界の人々の服装から衣服の本質を考えた見識家である。論文は「教員の制服」と題した5,000字あまりの異例とも思える長文で、「学説政務」のトップに掲載された。その論点をまとめると次の3点になる。

① 教師に威厳が必要である、という考え方に対する反論

教師が官吏や軍人のように、官職上の威厳を保つにはそれ相当の立派な服装が必要である。軍隊は命令と權威の上に成立し、その考え方を組織内に定着させる必要がある。そのため常に命令的である。しかし学校は軍隊ではない。生徒の能力や自発性を導き出すところであり、生徒と教師の共同作業の場である。

原点にもどり、教育の場にはたして威厳が必要か。たとえそれが必要だとしても、服装という上辺だけで威厳は生まれない。制服という威厳のもとに育てられた子供には、種々の職業の人への理解の心が育ちにくい。人のつくった權威・威厳などは、真の人物をつくるにはむしろ役に立たないと考えるからである。

② 制服を着ないと職務身分の自覚に乏しい、という考え方に対する反論

日頃自分の頭のなかに、教師としての職務を意識していない人が、制服でそれを補おうとするのは本末転倒である。きっぱりと退くべきである。

③ 制服は華美を防ぐ、という論に対する反論

身分不相応な華美な服装をしている人はきわめて少なく、むしろ不体裁な服装をした人のほうが、圧倒的に多いのが現状である。不体裁になる理由として、服装にまったく無頓着、もともと教師に向いていない、経済的な理由などがある。

山本の制服論は、当時の權威主義・軍国主義的な教育に真向から対立した教育論である。先に発表した「衣服論」の考え方と合わせると、教師の職服一定化は、威厳・道徳・習慣・美意識などの「人工の表示」につぎるといのである。彼の制服論は、ひとくちにいて近代である。当時の人々が持っていた一般的な階級意識から約一世紀進んだ民主的な考え方である。そして彼の論により、教師の制服化は、とにかく新教育体制の恰好をつけなければならなかった時代の一つの便法であったこ

とが、いっそうはつきりとみえてくるのである。

この論が發表された翌年の明治37(1904)年4月20日、兵庫県は訓令第26号により職服の制度を廃止した。その理由は、「近年世運ノ進歩ニ伴ヒ其規程ヲ存置セザルモ教員各自ニ於テ其容儀ヲ保持スルニ相当ノ服装ヲ為スベキコトト認メ之ガ規程ヲ廃止セラレタル次第」<sup>51)</sup>というものである。さらに、「将来ト雖モ病氣其他止ムヲ得ザル場合ノ外ハ相当ノ洋服ヲ着用シテ教員トシテノ容儀ヲ正シ威信ヲ保タシムル様」とつけ加えている。要するに、病氣その他特別の理由がない限り洋服を着用し、和服は着ないということを表明したものである。この考え方も、東京師範学校教師の服装規程にある、「病氣ノ場合ニ於テハ羽織(紋付)袴ヲ着用スルコトヲ得」<sup>52)</sup>という内容に共通したものである。

#### 4. むすび

制服を持たなかった時代の師範学校生徒の服装で、これだけは外出時に必ず身につけたというものを探してみた。たとえば福島師範学校では、「帽子も靴もいらぬが、袴丈は是非つけさせられ」<sup>53)</sup>たという。おおむね校章つきの帽子と袴が多い。明治初期の教師は士族出身者が多く、袴は武士が外出するさいの礼儀にかなった服装である。帽子のほうは、男子日本人が和装に取り入れた洋装品のなかで、最も好んだものの一つである。それに校章をつけたのは、軍服の帽子の徽章にならったのであろう。要するに服装の大部分は本人にまかせ、ただ帽子だけは一定にするとか、袴だけは着用するという程度で生徒の服装は成り立っていたのである。服装は着る側とそれを見る側との一種の緊張でつり合って存在する。教師側に教育にかける情熱や意識が高いときは、多少衣服が崩れていても、教師が無視されることはない。教育に関する力量が少なく、服装でカバーしようとするなら、權威主義の方向に傾くであろう。服装は、着用する人間が主体であること、その人間性の重みが衣服と一体になって表面化していることが、教師の職服一定化の流れのなかでも如実に語られている。

これまで述べた小学校教師の服制が、服装全体の流れのなかで、どのような意味があったかを次のとおりまとめてみた。

(1) 外国の教育制度や内容を導入して始まった小学校教育において、教師が洋服を着たことは、欧化政策の一端を担ったことになる。そして身分の高い者から欧化が始まったことから、階級性を示す表象としてその役割を果たしたと考えられる。

## 明治後期小学校男子教師の服制について

(2) 職服の訓令は、一つの県のなかでの一定化をめざしたものである。ゆえにその形は各県ごとに異なってよいはずである。しかし今日その形をみると、どの県でもよく似た形を採用しており、他県の例を意識した結果とみることができる。江戸時代の藩体制下の独立した気風から、日本全体を指向する中央集権意識が、形の決定に影響を与えたと考えられる。

(3) 教師のあり方を支配していた考え方は、威厳と品位である。服装では容儀を正すことが、それを表現することであった。小学校教師がモデルとするものは、師範学校の教師である。そして師範学校の教師は、最も威厳を重んじる軍隊、とりわけ陸軍にそのモデルを求めた。この一連のつながりが、服装の上から明らかになった。

日清・日露戦争にはさまれた時代を背景にして、強い国民、強い日本をめざした新政府の一翼を担ったものが小学校教師の服制であり、その期待をかけすぎたために、制度としては短期間に終わったといえるのではないだろうか。

最後に、ご助言をいただきました奈良女子大学相川佳子予教授と、ご協力くださった神戸市児童館指導員田常留美氏に感謝の意を表します。

なお本研究の概要を、平成2年度日本家政学会関西支部大会において発表した。

## 引用文献

- 1) 下村哲夫：現代の教師 その暮しと法律，ぎょうせい，東京，29（1980）
- 2) 安元百合子，野口玲子：魅力ある女教師，ぎょうせい，東京，46（1989）
- 3) 市川昭午，下村哲夫，牧 昌見：よりよい教師になるために—新任教師の手引き—，明治図書，東京，14（1976）
- 4) 木川達弥，花見安憲：小学校教師必携—新任教師・若い教師のハンドブッカー—，文教書院，東京，20（1989）
- 5) 木川達弥，福代昭二：中学校教師必携—新任教師・若い教師のハンドブッカー—，文教書院，東京，20（1989）
- 6) 昭和女子大学被服研究室：近代日本服装史，近代文化研究所，東京，253（1971）
- 7) 高橋晴子，大丸 弘：服飾文献目録，67/88，日外アソシエーツ株式会社，東京，311（1989）
- 8) 木戸若雄：婦人教師の百年，明治図書新書17，明治図書，明治図書出版，東京，185（1968）
- 9) 太田臨一郎：服装に関する文献目録(11)，被服文化，111号，82（1968）
- 10) 太田臨一郎：服装に関する文献目録(12)，被服文化，112号，79（1968）
- 11) 太田臨一郎：服装に関する文献目録(13)，被服文化，113号，82（1968）
- 12) 下村哲夫：現代の教師その暮しと法律，ぎょうせい，東京，34（1980）
- 13) 新潟第一師範七十年史，第一書房，東京，90（復刻1984）
- 14) 北海道札幌師範学校五十年史，第一書房，東京，240（復刻1982）
- 15) 同上，237
- 16) 兵庫県御影師範学校創立六十周年記念誌，第一書房，東京，455，461（復刻1982）
- 17) 兵庫県教育史，兵庫県教育委員会，兵庫，89（1963）
- 18) 兵庫県統計書，明治17年，00（1884）
- 19) 教育時論編集部：教育時論，開発社，東京，75号，25（1887）
- 20) 官報，第1566号，内閣官報局，明治21年，（1888）
- 21) 東京教育史資料大系，6，東京都立教育研究所，160（1973）
- 22) 福師創立六十年，第一書房，東京，47（復刻1982）
- 23) 奈良縣師範学校五十年史，第一書房，東京，169（復刻1988）
- 24) 法令全書，213，明治19年，00（1886）
- 25) 新潟第一師範七十年史，第一書房，東京，90（復刻1984）
- 26) 創立六十年青山師範学校沿革史，第一書房，東京，320（復刻1984）
- 27) 日本国語大辞典，小学館，東京，7，73（1973）
- 28) 法令用語辞典，学陽書房，東京，172（1981）
- 29) 兵庫県御影師範学校創立六十周年記念誌，第一書房，東京，304（復刻1982）
- 30) 新潟県教育百年史 明治編，新潟県教育庁，新潟，523（1970）
- 31) 本山第一小学校九十年誌，兵庫，32（1949）
- 32) 兵庫縣報，第397号，1（1895）
- 33) 神戸市教育史，第一集，神戸市教育史編集委員会，212（1966）
- 34) 福井県教育百年史，第3巻史料編(一)，福井県教育委員会，1109（1975）
- 35) 新潟県教育百年史，明治編，新潟県教育庁，新潟，1218（1970）
- 36) 弘道小学校百年史，出石町立弘道小学校，兵庫，28（1973）
- 37) 教育時論編集部：教育時論，開発社，東京，452号，29（1987）
- 38) 田山花袋：田舎教師，岩波書店，東京，12，79（1931）
- 39) 久木幸男：近代日本の教育と『教育時論』，教育時論総目録，雄松堂書店，東京，v（復刻1980）
- 40) 久木幸男：『教育報知』と明治期教育雑誌，教育報知，別巻，ゆまに書房，東京，まえがき（復刻1986）
- 41) 創立六十年青山師範学校沿革史，第一書房，東京，501（復刻1984）
- 42) 家庭雑誌編集部：家庭雑誌，不二出版，東京，1号，

日本家政学会誌 Vol. 42 No. 10 (1991)

- 105 (復刻 1986)
- 43) 大分教育史, 第一書房, 東京, 376 (復刻 1981)
- 44) 江井教育史, 津名郡一宮町立江井小学校, 兵庫, 29 (1974)
- 45) 田山花袋: 田舎教師, 岩波書店, 東京, 43 (1931)
- 46) 諸寄小学校百年史, 諸寄小学校, 兵庫, 34 (1975)
- 47) 新潟県教育百年史 明治編, 新潟県教育庁, 新潟, 524 (1970)
- 48) 兵庫縣報, 第 623 号, 2 (1898)
- 49) 福井県教育百年史, 第 3 卷史料編(一), 福井県教育委員会, 1110 (1975)
- 50) 千葉県教育百年史, 第 3 卷史料編(明治), 千葉県教育委員会, 992 (1971)
- 51) 東京師範学校一覽, 東京師範学校, 東京, 144 (1904)
- 52) 福師創立六十年, 第一書房, 東京, 21 (1982)